

第2分科会 13時00分開始

皆様こんにちは。第2分科会座長を務めさせていただきます愛知中央 SR 経営労務センター会長の小寺 佐智子と申します。

はじめての座長でありますので至らない点があろうかと思いますが皆様のご協力により活発な意見がでるような進行に努めますのでどうぞ、よろしくお願いいたします。

まず、分科会の進行方法を説明します。既にお手元に各 SR センターさんから報告いただいた内容があります。

時間の関係上、質問事項1から質問事項5までの中で順次、座長から説明をお願いする SR センターさんを指名させていただきますので、簡潔にご説明をお願いし、質問事項5まで終了後、各 SR センターから質問、意見、情報提供等をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、はじめます。

1 労働保険料の納入方法はどのようになっていますか。

○小寺座長

口座振替は、13 SR センター、口座振替又は振込は、基本は振替で対応しているが振替不能となって振込としているところも含めて29 SR センター、振込1 SR センターとなっています。

このような中で、全て口座振替をしている北海道 SR さんは、新規加入時に会員社労士や事業主に説明をしっかりとされているからこそ、全ての事業主が振替となっていると思いますが、入会時の説明などポイントとなることを発言いただければと思います。

●北海道 SR 佐藤副会長

100%振替している。入会手続きしたときに3つの銀行のいずれかの口座を登録が条件となっている。入会案内書、ホームページで周知。振替依頼書がなければ入会できない。大きなトラブルはない。振替日過ぎて何らかの理由で振替できなかったのは、全体の2.5%で担当社労士に振り込みを依頼する。

○小寺座長

奈良 SR センターさんも100%振替ですがどのようにすれば、100%になるのでしょうか。事業主の理解や会員社労士の協力も大事と思いますが。

●奈良 SR 新谷会長

入会時に1つの銀行指定し、手数料は事務組合負担で700件振替している

が10数件振替できない。落ちなかった事業所の担当社労士に督促していただき、振込で100%納付されている。

2 労働保険料の滞納を確認した場合、事務局の対応及び事業主への対応はどのようなようになっておりますか。

○小寺座長

ここでは、滞納無しと記載いただきましたのは、新潟、奈良、香川県、佐賀の4SRセンターさんで、たいへんすばらしいことです。ほとんどのSRセンターは、滞納となった場合①事務局から担当社労士会員へFAXや電話等で連絡し、社労士会員を通じて督促連絡をしていただいています。その次の対応は②担当社労士から納付見込の報告、納付見込確認及び結果報告、再度振込期日を設けて振込依頼などがほとんどであります。

再期日までに納付が無い場合委託解除、又は委託解除の勧告を行っていくところもあります。

この問いに対しては多くの記述により、分科会のメイン議論としていきたいと思えます。

【特色ある督促方法など】青森SR・宮城SR・茨城SR・山梨SR・千葉SR・福岡SR

特色ある督促方法などでまずはじめに、青森SRさんにお尋ねいたします。担当社労士が督促しても納付が無い場合は、事務局が対応することとしていることとありますが納付の状況はどうですか。事務局の負担が大きいではないですか。

●青森SR 島守副理事長

担当社労士に督促。何度か督促後、納付が無い場合、事務局が誓約書を直接事業主へ渡している。

○小寺座長

宮城SRさんにお尋ねいたします。事業主と担当社労士へ滞納督促の文書を送付となっておりますが直接、事業主へ督促する狙いは何ですか。

●宮城SR 手代木常務理事

様式は出させてもらっている。文書の写しを担当者社労士へ送付。

○小寺座長

茨城SRさんにお尋ねいたします。担当社労士へFAX等で連絡し結果を報告していただき、担当社労士からの返信率は70%となっていることとありますが報告が来ない担当社労士さんに再度アプローチをされているのですか。

●茨城SR 寺本事務局長

返事がこないものも事務局で把握している。

○小寺座長

事務局で対応ですね。

○小寺座長

山梨 SR さんにお尋ねいたします。まず、役員の方が担当社労士から事情を聞いたうえで、対応を担当社労士に委ねるとのことですが最初に役員が事情を聞くことでどのような効果がありますか。アドバイスをを行い早期納付に繋がっていると思われますが。

●山梨 SR 相田会長

担当社労士が事業主へ確認したうえで、担当役員が事務局だけでは対応しきれないので役員が対応している。

○小寺座長

役員の方がアドバイスしているのですね。

○小寺座長

千葉 SR さんにお尋ねいたします。1 step（事務局から FAX で督促）、2 step（財務委員会から電話で支払い督促）、3 step（財務担当副会長から電話で支払い督促）、4 step（会長から電話で支払い督促）までの対応で課題はありませんか。スケジュールはどれくらいの期間を取っていますか。

●千葉 SR 小林副会長

前段階で督促を繰り返している事業所をリストアップし、複数回の場合事業所へ督促している。FAX 等の督促しても期限までに回答がないときは、財務委員会で3回、それでも納付が無い場合副会長が1回、それでも連絡が取れない場合、会長が1回督促をしているので、1週間ぐらいかかるが実際は2週間かかる。

○小寺座長

1～2週間で進めていますね。

○小寺座長

福岡 SR さんにお尋ねいたします。滞納保険料等納入計画書を指定された日に事務局へ出頭し提出となっていますが納入計画書が作成できない事態の場合があると思いますがその場合の対応は、どのようにされていますか。

●福岡 SR 松井会長

納入計画書の提出を担当社労士に求める。督促しても提出できない、事件で事業主が勾留、事業主が電話にでない、メール返信が無い、訪問しても不在等を担当社労士に時系列で状況の詳細事項を事務局へ提出するため出頭していただき、今後の計画的な対応策を検討している。他の SR 事務局からもあるが福岡は社労士から着信拒否が予想されるときは事務局から FAX、郵送している。悩ましい現状である。

○小寺座長

手段を確認しての対応ですね。

【期日指定の取組】群馬 SR、岐阜県 SR、静岡 SR、愛知三河 SR

期日指定の取組で

○小寺座長

群馬 SR さんにお尋ねいたします。締切日を設けて担当社労士から督促となっておりますが締切日を設けるメリットは、どのような効果がありますか。

●群馬 SR 中嶋会長

期日を定めて引き落としを進めるが落ちないときに担当社労士に FAX で督促し期日までに 100%納付となる。

○小寺座長

100%素晴らしいですね。

○小寺座長

岐阜県 SR さんにお尋ねいたします。滞納が続く場合、段階的に文書による警告、面談の要請を行っているとのことですが段階の基準をどのように設定していますか。

●岐阜県 SR 西垣会長

段階的に行っている。納期過ぎた後、細かく区切って SR 会員へ指示し、面談している。連絡がつかない、良好な関係となっていないときは、事務局が書留などで対応。担当社労士に報告書をまとめて提出させている。

担当社労士から引き続き督促、別紙 8 ページ、9 ページ罰則規定で理事会へ呼び出し、見せしめではないが報奨金にも影響するのでヒアリングしながら段階的に指導している。

○小寺座長

静岡 SR さんにお尋ねいたします。岐阜県さんも段階を経て警告を行っていくとのことですが静岡 SR さんは納付期日から概ね 5 日後にイエローカード、20 日経過しても未納の場合はレッドカードを送付していますがこの取扱いの効果や反応を教えてくださいませんか。

●静岡 SR 新庄常務理事

5 日後にイエローカードと言っている督促状を担当社労士に送付して納付できるか確認の報告をいただく。だいたいこの時点で納付いただける。

第 2 段階は、20 日後未納の場合、社労士に確認いただくレッドカードを送付。もう一度コンタクトを取っている。2 回督促すればだいたい納付がある。納付されないところは委託解除いただく。

○小寺座長

以前からイエロー、レッドカードで対応しています。

○小寺座長

愛知三河 SR さんにお尋ねいたします。納期までに納付されないときは、担当社労士が事業所まで出向き状況確認と報告を求めています。報告いただくことの効果は大きいと思いますが担当社労士はすぐ対応していただけますか。

●愛知三河 SR 加瀬川常務理事

前提として、入会時に誓約書を取っている。社労士は誠心誠意納付に努める。
4 件行方不明、出向いて状況を確認いただいている。写真、報告書も時系列でお願いしている。

2. 5%振替できない、3 から 4 件納付されない。会社が存続しているときは担当社労士が何度でも訪問してもらっている。

○小寺座長

誓約書取って社労士に動いていただいている。

【理事会審議・諮問】 三重 SR

理事会の審議、諮問するなどして委託解除する

○小寺座長

三重 SR さんにお尋ねいたします。1 年以上納付されない事業主会員は、理事会で審議して委託解除と記載されていますが 1 年で何件ぐらい理事会で解除を決定されていますか。課題は何かありますか。

●三重 SR 前川副会長

事務処理規約の準則で 1 年以上にわたる場合は解除するとなっている。

実際には、運用されてなかったが昨年の理事会で実行するとなった。21 ページを見ていただく。これに基づいてやっていこうとなった。1 年以上が今年の 1 1 月に出てくる。今後の対応となります。

○小寺座長

運用されていなかったが今後、規定通りに運用することを報告いただきました。

【委託解除】 山口県 SR

期日を定めて委託解除や勧告をしている

○小寺座長

山口県 SR さんにお尋ねいたします。納入期日から 2 週間経過しても未納付の場合委託解除となっていますが静岡 SR さんみたいに段階的に期日を定めて委託解除までもっていく SR センターさんも多いと思いますが 2 週間で委託解除しようとした狙いは何ですか。

●山口県 SR 西野常務理事

本日の山口 SR の資料にもありますが 2 週間後に従来から委託解除している。

振替できないとき社労士に 2 週間後に委託解除となることを言うておく。行方不明で連絡取れないときは、連絡くださいとしている。

○小寺座長

当初から 2 週間で解除問題ない。素晴らしいですね。

3 対応する上で規程や対応マニュアル等がありますか。

○小寺座長

規程・規則等ありは、18SRセンターで傾向として、大規模、中規模SRセンターが多いです。

規程・規則等なしは、23SRセンターです。

検討中は、2SRセンター（島根・長崎SR）です。14SRセンターから参考資料をいただいております。

質問事項の3は報告のみです。4について、説明をいただきますので、質問事項4に移ります。

4 規程等に対応する上での課題はありますか。

○小寺座長

規定がないSRセンターさんもこの議題を参考にさせていただけたらと思うところです。規程などで対応する上での課題として、現実的に苦慮しているSRさんで、規程上は、事業主の同意なく委託解除ができるとなっているが運用した実績がないと報告いただいた大阪SRさんに現状など何がネックとなっているのかなどを説明していただきたいと思います。

●大阪SR 米沢事務局長

大阪SR経営労務センターの規定25ページになります。規則に基づいて対応することとなっていますが課題は第2条第2項（1）、（2）にあるように2期連続滞納、納付誓約書が守られないときは委託解除手続きを行うとなっている。しかし、三重SRさんと似通っています。担当社労士を通じて委託解除勧告となっているが全く運用していない。これは大阪労働局が嫌がる、受け付けてくれないので出来ていない。

○小寺座長

委託解除運用難しい。局の判断もあるので。

○小寺座長

神奈川SRさんも規程上は、法定納期までに納付できなかった時は、委託解除となっていますが実際は、翌期の法定納期において滞納となった場合に委託解除しているとのことですが問題点はないですか。

●神奈川SR 鈴木副会長

資料は入っていないが滞納等取扱規程があり、社労士を通じて委託解除できる。現実、1回目の法定納期でなく、2回目にできないときは解除している。誓約書で滞納したときは解除いただくこととなっている。基準については、今後見直しを検討している。滞納が減ってこないことは課題、本日の議論を参考にする。財務部会、副会長で法定納期前に社労士に直接電話して督促、委託解除をすすめるなど。

○小寺座長

ケースバイケースで事前に滞納が起こらないようにしています。

○小寺座長

千葉 SR さんは、複数回の督促者への罰則規定の制定（自動退会措置）の検討をしていると報告いただいておりますがどのような内容になっておりますか。いえる範囲でお願いします。

●千葉 SR 小口事務局長

基本的には、会長まで督促を行った後、通算、連続しているときは、来年度から罰則規定の運用を開始したいと考えている。

5 今後、規程、対応マニュアル等を整備又は新規作成する予定はありますか

○小寺座長

最後の質問項目の内容は、

- ① 規程、マニュアル整備作成予定 4 SR（山梨、岐阜県、鳥取、長崎 SR）
- ② 罰則を伴う規程の作成予定 2 SR（千葉、三重 SR）
- ③ 規程の見直し 2 SR（大阪、三重 SR）
- ④ 無し 36 SR

質問事項 5 は、以上の内容報告となります。

それでは意見、質問等がある方は、挙手をお願いします。

●茨城 SR 宇佐美副理事長

大阪 SR の滞納の問題、解除について局が認めてくれない。他県の状況は。自分も事務組合を持っている。滞納があった時は局に相談した。建て替えも。労働者がいれば個別へ。何度か指導された。個別に回すことを認めてもらえないのか。

●大阪 SR 米沢事務局長

ハードルが高い。これまでの状況、郵送の状況、指導の事跡を用意してもらわないといけない。先生の負担軽減を考えて。局から 100%ではないが。

●茨城 SR 宇佐美副理事長

事業主委託するは、任意。成立しないといけないのは強制である。任意としているのでハードルを高くすることがいいのか。事務組合の責任の域を超えている。反論したい気持ちになる。

●愛知三河 SR 加瀬川常務理事

委託解除すること問題ない。愛知は、個別番号を備考欄に記入となっている。連絡つかない、同意してくれないなど一切聞いてくれないときは、委託解除で経過書を付けて認めてもらっている。滞納は、事務組合が納めなさいと局は言う。どこかで解除の方向性で持っていく。

●大阪 SR 山本副会長

社労士には、遅れた原因を聞きながら対応する。社労士が理解されてなくてが多かった。新入会員に役割、責任と義務、誓約書において、処分されてもいいとなっている。

○小寺座長

参考となりました。茨城 SR さんの納入方法、全て振替の北海道 SR さん、奈良 SR さん。

●北海道 SR 佐藤副会長

振替が入会条件。

●奈良 SR 新谷会長

北海道 SR さんと同じ。社労士顧問先が特別加入したいからと委託するので、SR の条件を呑んでもらう。会長、副会長が新規入会者に面談している。この時に条件を明示している。

○小寺座長

時間の関係で最後になります。

●東京 SR 吉永副会長

地域要件が廃止になっているが関東圏は、地域要件を現状維持している。廃止して広げていくことを考えているので、よろしくお願いします。

○小寺座長

滞納の話は、懇談会でもできますので大いに議論をしていただきたい。それでは、第2分科会のまとめとして、簡単に申し上げます。第2分科会の最終的なまとめは、全体会議の中で質問事項2を中心にもう少し、詳しくまとめとして発表いたします。

まとめ

① 滞納となった場合は、事務局から担当社労士に督促を依頼している。

② 担当社労士は、早期に事業主に納付をするよう督促している。

全てのSRさんが最初のアプローチとして行っています。

その後のアプローチの仕方は、各SRセンターさんが独自で運用方法や規則、規程に基づき滞納の解消に努めている状況がわかりました。

今後の滞納解消の取組に対して多数の事例を紹介いただき、たいへん参考になった分科会でありました。愛知中央は、滞納が多いので少しでも減らしたいと思っています。

この後、全体集会で第2分科会の報告をいたしますのでよろしくお願いいたします。

本日は、貴重な意見、参考となる情報などを多数いただきまして、改めて感謝申し上げます。

第2分科会座長として、皆様方のご協力に感謝申し上げ、本日の分科会を終了いたします。

第2分科会 14時12分終了